

目次

1 補助の対象となる外国人技能実習生等について

Q1-1 ①本社は県外に所在するが、外国人技能実習生等が就労する事業所等が県内の場合、補助の対象となるか。

②本社は県内に所在するが、外国人技能実習生等が就労する事業所等が県外の場合、補助の対象となるか。

Q1-2 検疫所に待機場所を申告した書類(健康カードの写しや質問票の写し)が手元に残っていないが、どうすればよいか。

2 補助対象経費について

Q2-1 消費税の取扱いはどうなるか。

Q2-2 GO TO トラベル等と併用できるか？

3 宿泊費について

Q3-1 宿泊施設については、ウィークリーマンションやマンスリーマンションなども対象となるか。

Q3-2 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。

Q3-3 宿泊手配を外部に委託している場合は補助対象となるか。

4 貸自動車(レンタカー)の借上費について

Q4-1 貸自動車(レンタカー)の運転手の人件費は補助対象となるか。

Q4-2 移動の手配を外部に委託している場合は補助対象となるか。

5 申請手続きについて

Q5-1 複数の企業分を一括して手配等した場合の申請方法や添付書類は。

Q5-2 ○日以内に申請しなければならないといった要件はあるか。

## 1 補助の対象となる外国人技能実習生等について

Q1-1 ①本社は県外に所在するが、外国人技能実習生等が就労する事業所等が県内の場合、補助の対象となるか。  
②本社は県内に所在するが、外国人技能実習生等が就労する事業所等が県外の場合、補助の対象となるか。

A 補助の対象となるのは、福岡県内に所在する事業所が外国人技能実習生等の受入れを行った場合です。お尋ねの例では、以下のとおりとなります。

- ① 補助の対象となり得ます。
- ② 補助の対象とはなりません。

Q1-2 検疫所に待機場所を申告した書類(健康カードの写しや質問票の写し)が手元に残っていないが、どうすればよいか。

A 前提として、宿泊施設は受入企業・団体に確保していただく必要があるため(厚生労働省Q&A)、宿泊場所を申告した書類が必要となります。

ただし、申告した書類(健康カードの写しや質問票の写し)が提出できない場合は、検疫所に申告した待機場所と相違ないことを確認のうえ、補助金交付申請書2頁の下の方のチェック欄にチェックを入れてください。

## 2 補助対象経費について

Q2-1 消費税の取扱いはどうなるか。

A 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。補助金交付申請書の支出額には、消費税相当額を除外した金額を記載してください。

Q2-3 GO TO トラベル等と併用できるか。

A 要綱別表に記載のとおり、補助対象となる経費は企業等が実費負担した分のみです。

申請にあたっては、企業等が実際に負担した、他の公的機関の事業による割引適用後の金額を記載のうえ、領収書等に当該事業を活用した旨明記してください。

### 3 宿泊費について

Q3-1 宿泊施設については、ウィークリーマンションやマンスリーマンションなども対象となるか。

A 補助対象と認められる宿泊施設は、以下の条件を満たすものです。

- ・ 個室で、トイレやお風呂が個別管理できるなど、国が示す基準(厚生労働省HP(水際対策の抜本的強化に関するQ&A)参照)を満たすこと。
- ・ 検疫所に申告した待機場所であること。
- ・ 宿泊施設の発行する領収書等により、宿泊者、宿泊日、宿泊費の全てを確認できること。

上記の条件を満たす場合には、ウィークリーマンションやマンスリーマンションなど、ホテル以外の施設も対象となり得ます。

Q3-2 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。

A 食費は補助対象外です。ただし、宿泊費と一体となり、分けることができない宿泊に伴う食費(朝食付き宿泊プラン)については、例外的に宿泊費として補助対象となり得ます。

Q3-3 宿泊手配を外部に委託している場合は補助対象となるか。

A 宿泊手配を外部に委託した場合においても、その宿泊先が検疫所に申告した待機場所であり、その宿泊により発生する費用が当補助金の交付要綱の要件を満たすものであれば補助対象となりえます。

申請にあたっては、宿泊施設(貸主)の発行する領収書等、宿泊者、宿泊日、宿泊費の全てを確認できる書類の御提出をお願いいたします。

### 4 貸自動車(レンタカー)の借上費について

Q4-1 貸自動車(レンタカー)の運転手の人件費は補助対象となるか。

A 運転手代は原則対象外です。なお、借り上げ代金と一体となり、分けることが出来ない運転手代については、例外として補助対象となり得ます。

Q4-2 移動の手配を外部に委託している場合は補助対象となるか。

A 以下の条件を満たすものであれば、外部への委託も対象となり得ます。

・水際対策として公共交通機関不利用を求められている期間において、県内企業等の受け入れる外国人技能実習生等の移送を行うために車両を借り上げるもの

## 5 申請手続きについて

Q5-1 複数の企業分を一括して手配等した場合の申請方法や添付書類は。

A 企業ごとに申請を行ってください。その際、企業ごとの経費の内訳が分かる書類をご提出ください。

Q5-2 ○日以内に申請しなければならないといった要件はあるか。

A 適正な審査及び迅速な補助金交付のため、令和4年3月18日の申請期限にかかわらず、早めの申請をお願いしています。

申請は、宿泊やレンタカーに係る費用を支払った後、原則として2か月以内に行ってください。